

発注者名：株式会社シミズ・ビルライフケア S・BLC東海社
受注者名： _____

工事名称： _____
注文件名： _____

注文 No： _____
プロジェクトNo： _____

特記事項・契約条件(物品売買契約)

発注者側契約条件

- ・ 本件工事の図面、仕様書による
- ・ 当社所定「工事下請負基本契約約款」(H23.改定版)による
- ・ 建設関連法令・労働安全衛生関連法令など遵守のこと
- ・ 当社所定「取引業者標準見積要項」(H23.9.1.改定版)を遵守のこと
- ・ 当社所定「取引業者安全衛生管理要領」(H23.4.1改定版)を遵守のこと
- ・ ディーゼル車排ガス規制等関係法令を遵守のこと
- ・ 品質管理活動及び環境保全行動に協力のこと
- ・ 建設副産物の適正処理を徹底すること

特記事項

特記要項

現場の特記事項については右記記載のほか添付の指図書による

注:この約款中、甲とは株式会社シミズ・ビルライフケアS・BLC東海社 乙とは取引業者(物品納入業者)をいう

株式会社シミズ・ビルライフケアS・BLC東海社物品売買契約約款

1. 納入期限は契約書記載のとおりであるが甲が請負工事の工程上物品の分納を指示した場合乙はこれに従わなければならない。
2. 乙が納入期限内に完納(分納)しないとき又は納入物品が注文の趣旨に反すると甲が認めるときは甲は直ちに契約を解除できる。この場合乙は甲が蒙った損害の総べてを賠償する責に任ずるものとする。
3. 甲乙は本契約によって生ずる権利、義務を相手方の承諾なしに第三者に譲渡し又は継承させてはならない。
4. 乙は検収、受渡しの終了した物品の所有権がその都度甲に移転することを承諾する。
5. 本契約に基づく物品代金の支払方法は甲の支払規定による。
6. 検収、受渡し前に物品に生じた損害は総べて乙において負担するものとする。
7. イ. 乙(乙の関係取引先を含む)は暴力団その他反社会的勢力の何れでもなくまたそれらが経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
ロ. 乙(乙の関係取引先を含む)は暴力団その他反社会的勢力による不当要求等を受けた場合は断固これを拒否し不当介入等があった時点で速やかに甲に報告し甲の対応に協力する。
ハ. 乙(乙の関係取引先を含む)が上記イ・ロに違反した場合は甲は直ちに契約を解除できる。

受注者側契約条件